

## ～通所介護の指定基準等について～

### 1 業務内容

通所介護とは、居宅要介護者について、老人福祉法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省で定めるもの及び機能訓練を行うこと（認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいいます（法第8条第7項）。

### 2 通所介護の指定

介護保険制度のもとで通所介護事業を行う場合は、介護保険法、横須賀市条例、指定居宅サービス事業等及び指定介護予防サービス等に関する基準（厚生労働省令）等を満たしていることが必要です。

### 3 通所介護指定基準

#### 【人員基準】

##### 管理者

管理者は、常勤であり、原則として専ら当該通所介護事業に従事する者でなければなりません。ただし、以下の場合であって、管理業務に支障がないと認められるときには、他の職務を兼ねることができます。

- ① 管理者が当該通所介護事業の他の職務に従事する場合
- ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務に従事する場合

##### 生活相談員

指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護の提供時間帯に、専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員の勤務延時間数をサービス提供時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数を配置しなければなりません。

なお、生活相談員の資格要件は、次の1～4のいずれかに該当するものです。

- 1 社会福祉主事（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者）
- 2 介護福祉士
- 3 介護支援専門員
- 4 介護保険施設又は通所系サービス事業所において、常勤で2年以上（勤務日数360日以上）介護等の業務に従事した者（直接処遇職員に限る）

※ 新規の指定申請時や定員の変更時等、勤務形態一覧表等で人員を確認する際には、生活相談員であることが確認できる資格証等が必要となりますので、ご注意ください。

## 看護職員、介護職員

### (1) 看護職員

単位ごとに、専ら指定通所介護の提供に当たる看護職員を1以上配置しなければなりません。

### (2) 介護職員

単位ごとに、提供時間帯を通じて、専ら提供に当たる介護職員を利用者数に応じて次のとおり配置しなければなりません。

利用者	必要介護職員数	利用者	必要介護職員数
～15人	1以上	26人～30人	4以上
16人～20人	2以上	31人～35人	5以上
21人～25人	3以上	36人～40人	6以上

(以降、利用者が5又はその端数を増すごとに介護職員を1加える)

## 機能訓練指導員

機能訓練指導員を1以上配置しなければなりません。

## 【設備基準】

### 事務室

- ・ 事業を行うために必要な広さの専用の事務室を設けなければなりません。(業務に支障がないときは、通所介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとしてします。)

### 食堂兼機能訓練室

- ・ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積(有効面積)は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上としなければなりません。
- ・ 指定通所介護は、同時に複数の利用者に対し介護を提供することが原則ですので、狭い部屋を多数設置することにより有効面積を確保すべきではありません。

### 相談室

- ・ 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されており、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適当なスペースを確保すること(相談室が専用の部屋でない場合はパーティション等で囲われている相談スペースを確保すること)。

### 静養室

- ・ 利用者が静養するための部屋を設ける必要があります。

### 消火設備その他の非常設備

- ・ 消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければなりません。(必ず最寄りの消防署等に対応方法についてご確認ください)